

決議

4. イギリスで自然保護共同委員会によって開催され、デンマークの国立調査研究所およびIWRBが参加した専門家会議で、旧北区西部～太平洋東部地域のフライウェイの水鳥の個体群の数の算出方法の改正について、今後の予定および本締約国会議の分科会Eで結果をまとめることで合意したことを認識し、またさらに1%基準を短期間に変え、国際的に重要である可能性の高い湿地が登録できなくなることを避ける必要性を特に認識し、

5. 国際的な水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準を一貫したものにするために、ラムサール条約とボン条約のアフリカ～ヨーロッパ間の渡り性水鳥の協定、あるいは他の条約および協定との間の技術協力の必要性を認識し、

6. 決議5. 9に対応し国際湿地保全連合がまとめた、今回の締約国会議に提出される改訂した水鳥個体群の数算出方法と1%基準についての仮報告書に注意し、

締約国会議は、

7. 国際水鳥調査を継続して発展させ、選定基準3Cの妥当性についての重要な根拠を、地球規模で明らかにすることを国際湿地保全連合に対し強く促す。

8. 水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準の見直しをし、特に基準に信頼性を持たせるために、水鳥研究グループの専門家のネットワークを利用し、条約事務局、締約国、他の条約とともに働き、そして第7回締約国会議で活動結果について報告するよう国際湿地保全連合に勧める。

9. もし水鳥の個体群の数があまり知られていない、もしくは急速な変化が認識されないのであれば、1%基準は3年ごとの締約国会議で見直されるべきであることに同意する。そして、

10. 次の3年間の登録湿地を指定する際、彼らの出版物に基づいたこれらの算出方法および数値基準を利用するよう、締約国に対して求める。

決議VI. 5 ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加。

1. 条約の前文が、「水の循環の調整するものとして、および湿地特有の動植物相を支える生息地としての湿地の基本的な生態学的機能」を認識していることを想起し、

2. さらに条約の目的のため、条文第1条1は湿地を「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず…」と認識していることをさらに想起し、

3. 条約の第2条2は、生態学、植物学、動物学、陸水学、水文学の観点からの国際的な重要性に基づいて登録湿地が選定されるべきであると定めていることを意識し、

4. 一部の地下洞窟とカルスト系は、特化した脊椎動物と無脊椎動物種のための環境を提供し、また多くの場合これがなくては乾燥地となる地域の地下水源となり、天然の地下湿地を形成し、生態的、文化的、科学的、美観上、レクリエーション上の価値を持つ資源を形成することを認識し、

5. 「ラムサールデータベースやその他適切な機会に情報を提供する」場合で、「湿地タイプ」を記載する際、「湿地分類法」を使うよう勧告4. 7が要請していることを想起し、

6. 標準化された湿地分類法の使用を、条約が継続的に促進する必要があることを認識し、

7. 勧告4. 7の付属書2Bに含まれる現行の湿地分類は、地下のカルストや洞窟湿地を含まないことに注目し、

締約国会議は、

8. 地下カルストと洞窟の水文系をラムサール湿地分類法に加えることを決定する。
9. 領域内のカルストと洞窟湿地系の重要性を評価し、登録湿地としての指定を検討することを締約国に強く求める。

決議VI. 6 湿地保全基金

1. 湿地保全基金の設立に関する決議4. 3と、同基金の将来的な資金提供と運営に関する決議5. 8を想起し、
2. 湿地保全基金がその設立以来、41の開発途上国の55のプロジェクトに対し、計1, 688, 545スイスフランの援助を行ってきたという満足すべき事実に注目し、
3. 基本予算から同基金への配分を補助する意味で、湿地保全基金に対し自発的な献金をしてきた締約国とパートナー機関に対して、また湿地保全基金に提出されたプロジェクトの専門的評価の際、事務局に協力したIUCN(国際自然保護連合)と国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)に対して謝意を示し、
4. 湿地保全基金に託された資金が、同基金に提案された多くのプロジェクトに対し資金提供できるほど十分ではなかったこと、また基金へのより多くの資金提供を促すための1997-2002年戦略計画の該当項目に基づいて、新たな活動が望まれていることを意識し、
5. そのような小規模の助成を行う仕組みが、その資金の額ゆえに多くの場合、多国間または二国間の開発援助機関が考慮の対象としないため、湿地の保全と賢明な利用の分野の活動を支援する点で果たし続けるであろう重要な役割を確信し、
6. さらにそのような小規模の助成の仕組みが有効であるためには、柔軟で迅速な方法で運用されなければならないことを意識し、
7. 本条約下の義務遂行のために外部からの基金をも必要とする場合もありうるので、湿地保全基金の資金提供は、ODA(政府開発援助)や公的援助を受けることのできる全締約国に対してなされるべきであることを考慮し、

締約国会議は、

8. 以下の決定を下す。
 - (a) この助成の本来の性質と目的を表現するため、湿地保全基金を「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金(ラムサール小規模助成基金)」と改称する。
 - (b) 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)によって作られた、援助享受国リストのすべての国が、「ラムサール小規模助成基金」の助成を受ける資格があるものとする。
9. 基金配分の決定方法を含め基金の運用方法を見直し、必要と思われる場合には運用方法の変更を実施する権限を、常設委員会に対し与える。
10. 「ラムサール小規模助成基金」で利用可能な資金レベルを、少なくとも年間100万米ドルまで増額すべきとした決議5. 8で示された確信を今一度表明する。